

ID: 21

担当部署: 企画課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町使用料及び手数料条例 第7条		
例規番号	平成12年条例第9号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 行政財産の使用について、公用その他の理由により、町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日